生産地域制限の公表　抜粋

○農林水産省告示第千六百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨

Capsicum annuum L.	高育交トサシシ1号	高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	第３８５５０号 令和８年５月１１日	高知県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。